

## 最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

1 平成29年7月25日、中央最低賃金審議会の小委員会は、平成29年度地域別最低賃金額の改定について、目安をまとめた。群馬県の目安は、Cランク24円であった。

例年、中央最低賃金審議会が示す目安を参考として、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金を決定している。群馬地方最低賃金審議会においても、昨年、地域別最低賃金が1時間当たり737円から759円に改定されたところである（平成28年10月6日発効）。これは中央最低賃金審議会が答申した目安（Cランク：22円引上げ）を反映したものといえよう。

本年も、中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安を受け、群馬地方最低賃金審議会において群馬県の地域別最低賃金が決定されることになっている。

2 我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としている（最低賃金法第1条）。

ここで、1か月当たりの労働時間として、厚生労働省の毎月勤労統計調査の結果（平成29年3月分結果確報）である170.7時間（調査産業計の一般労働者の総実労働時間）を用い、群馬県の現在の最低賃金額である1時間当たり759円をもとに試算すると、1か月の賃金額は12万9561円となる。

しかし、この賃金額では、労働者が十分生活していけるだけの水準が確保されるとは言い難い。

したがって、群馬県における地域別最低賃金の具体的な水準を設定するにあっても、最低賃金でフルタイムを働いた場合に、十分生活していけるだけの水準が確保されるよう検討されるべきである。

3 特に、群馬県の最低賃金の額は、関東地方の中で一番低く、北関東3県に限って比較しても、平成28年10月に改正発効された最低賃金は茨城県771円、栃木県775円に対して群馬県は759円と、10円以上の開きがある。これには、中央最低賃金審議会が毎年示す地域別最低賃金額改定の「目安」において、栃木県及び茨城県はBランクとされているのに対し、群馬県はCランクとされていることが大きく影響しているものと考えられる。

ランク区分見直しの基礎とされる諸指標は、所得・消費に関する指標、給与に関する指標及び企業経営に関する指標などの指標であり、それらの指標に基づき、群馬県は本年度もCランクと区分された。

以前に見直しが行われた平成23年度時点において、群馬県の指数は、県単位を基準とした指数はBランクとされている11府県と同水準であったが、県庁所在都市を基準とした指数はBランクとされている府県の水準には達しておらず、Cランクとされている14道県の中でも比較的lowなものであったため、同時点においては、群馬県はCランクに区分されたものと考えられる。これには、群馬県には、県庁所在都市である前橋市と同規模、又はそれ以上の経済規模を有する高崎市という中核市があることが影響したといえよう。そのため、平成23年度から用いられていたランク区分は、そもそも、県域における最低賃金を取り巻く状況を反映していたものとはいえなかったきらいがある。

本年のランク区分見直しにおいては、ランク区分の基礎となる諸指標のうちの所得・消費に関する指標が都道府県全体の状況を捉えるものとされたなど、これまでのランク区分よりも地域の実情に配慮した見直しがなされたものと考えられる。しかし、このような見直しが本年度においてなされたとしても、県域における最低賃金を取り巻く状況を適切に反映していたとはいえないこれまでのランク区分のもとに開いた隣県との差は縮まるわけではないため、今後、これまでにかけてしまった隣県との差を積極的に縮めていく必要がある。

地方最低賃金審議会は、地域の実情を踏まえて地域別最低賃金額を決定するの

であるから、群馬地方最低賃金審議会においては、群馬県のこのような状況を踏まえ、県域の実情を慎重に検討し、単に中央最低賃金審議会が答申した目安（Ｃランク：２４円引上げ）に掎われるのではなく、群馬県の最低賃金額を独自に決定すべきである。

４ 政府は、２０１６年６月２日に閣議決定された「日本再興戦略２０１６」の工程表において、全国加重平均が１，０００円となることを目指すとし、２０１０年６月１８日に閣議決定された「新成長戦略」においては、２０２０年までの目標として、「全国最低８００円、全国平均１０００円」にまで最低賃金を引き上げることを明記している。

ところが、平成２８年度地域別最低賃金のうち群馬県の最低賃金額は７５９円に留まっており、残り３年間で全国平均の目標値に達するには、１年当たり８１円の引上げが必要である。

群馬県の地域別最低賃金を上記のように大幅に引き上げることによって群馬県内の消費を増加させ、ひいては生産も増加させることにより、他県に先駆けて地域経済の健全な発展を促すべきである。

５ 最低賃金の引上げの効果には、労働者の離職率を下げ、新規採用・訓練のコストを削減し、生産性の向上に繋がること、また、賃金が消費に回り地域的及び全国的に経済成長を刺激することなどが挙げられ、このようなメリットがあることから、最低賃金を引き上げるべきことは正当化される。

また、２０１５年１月から最低賃金制度を導入することで低賃金労働者の賃金を引き上げたドイツでは、導入前後で雇用者数、会社の倒産件数及び会社の新規の登録件数に変化はなく、負の影響はないとドイツ最低賃金委員会は見ており、失業率は低下しているとの報告もある。

6 したがって、群馬地方最低賃金審議会は、以上のことを踏まえて、中央最低賃金審議会の答申した今年度の地域別最低賃金額改定の目安に拘泥することなく、群馬県の地域別最低賃金の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

2017年7月28日

群馬弁護士会 会長 釘島伸博